

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	交通政策課
契約締結年月日	平成 26 年 2 月 19 日
契約者名	山交タウンコーチ(株)
契約名	JR 身延線運休に係る臨時チャーター便の運行
契約金額 (税込み)	3,960,000 円
随意契約理由	<p>2月14日の豪雪の影響により、2月19日時点で、JR 身延線の下部温泉駅～甲府駅間では運行が再開されておらず、復旧までには、さらに5日程度を要するという見通しであった。</p> <p>身延線は、峡南地域と甲府圏域等を結ぶ重要な生活路線であり、代替移動手段の確保は喫緊の課題であるため、2月19日に災害対策本部において、身延駅から甲府駅までの間の移動手段を早急に確保する目的で、2月20日からバスによる代替輸送を行うことが決定された。</p> <p>豪雪の影響が残る中、身延駅から甲府駅までの間でバスを運行するためには、峡南地域から甲府圏域にかけての道路事情や利用状況、バス停位置等に熟知していることに加え、多数のバス車両及び運転手を有していることが必要となる。</p> <p>山交タウンコーチ(株)は、常時、峡南地域から甲府圏域において路線バス等を運行しており、地域事情に精通していること、また、バス車両と運転手が多数在籍しており、当該業務を実施する輸送能力を有していることから、臨時チャーター便の運行を担う事業者として妥当である。</p> <p>一方、2月19日中に他の事業者に見積書の提出を求め、見積合わせを実施することは時間的制約から不可能であった。</p> <p>こうした理由から、地方自治法施行例第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により、見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行例第167条の2第1項第5号 山梨県財務規則第137条第3項